

	自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
備考	党は現在のところ、奨学金に関して質問にあるような具体的な事項を議論していないため、現状で答えられる限りの回答。			未回答	党では奨学金制度についてここまで細かい議論と意見集約をしていないため、事務方として回答。			
質問 1	大学など高等教育の学費を下げるための政策を実行することに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。							
回答	賛成	賛成	賛成		賛成	賛成	賛成	賛成
理由	高等教育段階においては、入学金や授業料免除の対象拡大を図ります。大学奨学金事業における「有利子から無利子へ」の流れを加速し、返還月額が卒業後の所得に連動するより柔軟な「所得連動返還型奨学金」の導入を図ります。	教育の機会均等を確保するために、大学など高等教育における授業料の減免や奨学金を拡充し、返済の必要ない給付型奨学金の創設を目指します。	社会全体での費用に見合う効果が見込まれるならば賛成。		教育費が高いことが、子どもを持ちたくない理由になっている現状は改めるべきだ。	「経済的理由」で中退する学生が増加するなど、「教育の機会均等」をはかるうえで学費値下げは緊急の課題です。また、政府が国際人権規約の「高等教育の漸進的無償化」条項の留保を撤回してから、すでに2年が経過しており、学費無償化に向け、ただちに値下げに踏み出します。		天然資源の少ない日本にとって「人」こそが最大の財産。教育には十分な投資をするべきだ。
質問 2	大学などの高等教育に国の「給付型奨学金」を導入することに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。							
回答	賛成	賛成	どちらとも言えない		賛成	賛成	賛成	賛成
理由	給付型奨学金の創設はもとより、経済的に修学困難な専門学校生への支援の充実、博士課程学生へのフェローシップ、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントなどによる恒常的な経済支援を拡充し、学生全員が安心して学べる環境を整備します。	教育の機会均等を確保するために、大学など高等教育における授業料の減免や奨学金を拡充し、返済の必要ない給付型奨学金の創設を目指します。	マニフェストに、「教育予算の対GDP比を他の先進国並みに引き上げる」ことを掲げており、教育政策は重視しているが、高等教育の奨学金の一般的なあり方につき、党全体の立場は未定。		教育が貧困から抜けられる手段のほずなのに、金がなければ教育が受けられない現状は、問題である。	本来、国民の教育を受ける権利を保障するための奨学金は、貸与でなく給付とすべきです。ただちに給付奨学金制度を創設し、経済的な困難な学生から順次適用していきながら、奨学金の基本は給付制となるように制度を拡充していきます。	生活の党は11/14、高等教育にかかわる家計の負担を軽減するため減税措置などを講じる教育減税法案を参議院に提出しているため。	日本は、国際的に見ても教育費の私費負担割合が高く、機会の均等が実現していない。給付奨学金の創設は重要。

	自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党	
質問 3	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、無利子奨学金の第1種と有利子奨学金の第2種がありますが、無利子の第1種を原則とし、これを増加させることに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。								
回答	どちらとも言えない	賛成	どちらとも言えない		どちらとも言えない	賛成	賛成	賛成	
理由	党内で議論したことがなく回答できません。		党としての立場は未定だが、奨学金に関する制度は、将来世代への投資という意味で、重視すべき問題と考える。		無利息の奨学金を得るために努力するという教育的側面もある。原則無利息にすることは適切とはいえない。	奨学金の平均利用額は約300万であり、利子だけでも重い負担です。奨学金が「教育ローン」であってはなりません。“経済的に困難な学生を支援する”という奨学金制度の趣旨にてらせば、利子とはならないことが国の最低限の責任です。無利子枠の拡充はもちろん、すべての奨学金を無利子にします。		本来奨学金は無利子が基本であり、有利子奨学金はその補完措置に過ぎなかった。財政が好転した場合には廃止を含めて検討することとされていたもので、恒久化し肥大化しているのはおかしい。	
質問 3-1	(質問3で「賛成」と回答した場合) 現在、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の財源構成は、無利子の「第1種」が政府貸付金及び無利子返還金、有利子の「第2種」が財政融資資金、民間資金借入金、財投機関債及び有利子返還金となっています。 今後、無利子奨学金を増加させるための財源構成として、どのような方法が適当だと考えますか(複数回答可)。 選択肢: 政府貸付金を増額する/財政融資資金等を利用しつつ、政府が利子補給をする/その他								
回答	—	その他	—		—	政府貸付金を増額する/財政融資資金等を利用しつつ、政府が利子補給をする	政府貸付金を増額する/財政融資資金等を利用しつつ、政府が利子補給をする	政府貸付金を増額する	
具体的内容						財政融資資金等は、利用すれば利子が発生するため、無利子奨学金の財源としてはふさわしくありません。現在も、無利子奨学金のおもな財源は政府貸付金であり、今後もそうすべきです。同時に、政府貸付金の不足分を補うものとして財政融資資金等を利用する場合には、政府が利子分を負担します。新規に貸与する奨学金を無利子にするとともに、在学中の学生の有利子奨学金を無利子奨学金にするのに必要な利子補給額は年間1000億円程度です。		政府貸付金の増額が基本だが、財政的に難しい場合には財投資金に政府が利子補給することもあってよいし、その他の財源を探す必要もあると考える。	

	自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
質問 4	日本学生支援機構の奨学金につき、所得に応じて各回の返済額が変動する「所得連動型返還制度」を導入することに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。							
回答	賛成	賛成	どちらとも言えない		賛成	賛成	賛成	無回答
理由	返還月額が卒業後の所得に連動するより柔軟な「所得連動返還型奨学金」の導入を図ります。		一般的に言えば、所得に応じて公的負担が変わることは正当化される。		収入が安定しない非正規労働者が増えているため。	奨学金を無理なく返済できるように、卒業後の進路さえ見当もつかない大学入学前に毎月の返済額が決まる現行のやり方を改め、年収階層別に返済額を決めるなど、貸与奨学金を所得に応じて返済する制度にします。		
質問 (質問4で「賛成」と回答した場合)	4-1 「所得連動型返還制度」を導入するにあたって、収入額が一定以下の場合には返還を要しないなど、返還開始の「閾値」(いきち)を設定することに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。							
回答	どちらとも言えない	賛成	—		賛成	賛成	賛成	賛成
理由	党内で議論をしていないので回答はできませんが、返還が困難な者の負担軽減の観点から返還開始の閾値を設けることで、返還の負担・不安の払拭に努める必要があるのではないかと考えられます。その場合、現行の返還期限猶予制度等との整理が必要です。					「年収300万以下は返済猶予」という現行をふまえ、少ない所得から無理に返済させることのないよう「閾値」を設定する必要がありますと考えます。		受給者の負担をなるべく低くするべき。ただし、わずかに閾値を超えた場合に負担の逆転が起こらないように段階的な措置を検討すべきではないか。
質問 (質問4で「賛成」と回答した場合)	4-2 「所得連動型返還制度」を導入するにあたって、所得に応じた返済を一定期間すれば残額を免除する制度にすることに、賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。							
回答	どちらとも言えない	賛成	—		反対	賛成	賛成	中立
理由	党内で議論をしていないので回答はできませんが、所得に応じた返済を一定期間すれば残額を免除する制度は、給付的な効果が高くなる一方で、返還金の減少により、次の世代への奨学金の原資が枯渇する懸念があるため、慎重な検討をしておく必要があると考えます。				所得がなければ返さなくてよいという制度は、自立を阻害する。病気、ケガで長期間働けなくなった場合は配慮があってよい。	親の奨学金返済が終わらずに子どもが大学に行けないというような「負の連鎖」を起こさず、老後や次世代に借金を残さないよう、25年間などの返済期間や年齢を条件に、所得に応じて残額を免除する制度にします。		受給者の負担をなるべく低くするべき。全員が一定期間後に免除されるのであれば、所得が低く返済が滞ったものが免除されず負担が重くなるおそれがあるので、制度設計による。

	自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党	
質問 5	奨学金の返還困難者に対する救済制度を充実させることに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。								
回答	無回答	賛成	どちらとも言えない		賛成	賛成	賛成	賛成	
理由	党内で議論したことがなく回答できません。		一般的に言えば、奨学金返還困難者も含め、社会的セーフティネットは必要。			非正規雇用が広がり、大学などを卒業した30～50代の約3人に1人が年収300万円以下(総務省調査)という状況のもと、奨学金を利用した8人に1人が返済を延滞または猶予しています。奨学金が“ローン地獄”の入口にならないよう、返済困難者への救済制度を拡充すべきです。			
(質問5で「賛成」と回答した場合)									
質問 5-1	日本学生支援機構には、「返還期限の猶予」制度がありますが、経済的困難(給与所得者の場合は年収300万円以下が目安)を理由とする猶予については、利用期間に10年という上限があります(2014年3月までは5年でした)。このような「返還期限の猶予」の利用期間制限を撤廃することに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。								
回答	—	どちらとも言えない	—		反対	賛成	賛成	賛成	
理由		利用状況をよく見て判断することが必要だと考えます。			年収の目標という意味もあるので、上限はあるべき。撤廃は反対。	たとえば、年収200万円の非正規雇用で働いている人の年収が10年後に300万円以上に増える保証はありません。そうすると、「10年の猶予期間が終わるとともに、「自己破産」になるリスクがつきまとい、救済制度として不十分です。返済猶予期間の上限は撤廃すべきです。		貸与制をとる以上、所得が低ければ返済を猶予すべきだ。10年後という期限に合理的理由がない。	
(質問5で「賛成」と回答した場合)									
質問 5-2	日本学生支援機構の奨学金では、返還困難者に対する「返還期限の猶予」「返還免除」等の救済制度は、延滞がある場合には利用できないとされてきました。2014年4月から、「返還期限の猶予」については、一部の延滞者について、延滞を据え置いたままでの返還期限の猶予が認められるようになりましたが、経済的困難を理由とする場合の利用基準は給与所得者で年収200万円以下に限られるなど、延滞据え置きのままでの猶予の利用条件は極めて限定的です。また、重い病気や障害がある場合の「返還免除」など、猶予以外の救済制度は、依然として、延滞があると利用できないままです。返還困難者への救済制度につき、延滞がある人への利用制限を撤廃することに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。								
回答	—	どちらとも言えない	—		賛成	賛成	賛成	賛成	
理由					病気、障害で働けなくなれば、返還義務は過大な重荷になる。	救済制度があっても、延滞者という一番の困難者を除外しては意味がありません。延滞がある人への利用制限は当然撤廃すべきです。		猶予、免除等の救済制度が十分周知されているとは言えず、悪意のない滞納者を救済から排除するのは不適當。	

	自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
質問 6	日本学生支援機構の奨学金では、2014年3月までは年10%の、同年4月分からは年5%の延滞金が賦課されます。そのため、返しても返しても延滞金に充当されて元金が減らないなどの相談が多く寄せられています。 延滞金の負担を軽減することに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。							
回答	無回答	賛成	どちらとも言えない		賛成	賛成	賛成	賛成
理由	党内で議論したことがなく回答できません。		一般的に言えば、債務不履行等の場合の再スタートが可能な方向を目指すべき。			延滞金は、返済が遅れた事情を一切考慮せず、一律に課されるペナルティであり、経済的に困難な若者を支援するという奨学金の趣旨にはふさわしくなく、廃止すべきです。延滞者の8割は年収300万円以下であり、返済困難な若者にペナルティをかけて、さらにおいつめるようなやり方は改め、相手の事情をよく聞いて、いっしょに返済計画を立てるなどの相談業務を強化すべきです。		
(質問6に「賛成」と回答した場合)								
質問 6-1	延滞金の負担を軽減するためには、どのような方法が適当だと考えますか(複数回答可)。 選択肢: 延滞金そのものを廃止する/延滞金の賦課率を更に引下げる/延滞金の減免を柔軟に認める/返還金を元金→利息→延滞金の順に充当する/延滞をしている人に対する繰上げ一括請求をやめる/その他							
回答	-	その他	-		延滞金の賦課率を更に引下げる	延滞金そのものを廃止する/延滞金の賦課率を更に引下げる/延滞金の減免を柔軟に認める/返還金を元金→利息→延滞金の順に充当する/延滞をしている人に対する繰上げ一括請求をやめる	延滞金そのものを廃止する/延滞金の減免を柔軟に認める	延滞金そのものを廃止する
具体的内容		負担軽減等は必要だと認識しています。			年5%は高すぎるのではないかと。低利子時代に合わない。			奨学金の性格上、そもそも延滞金を課すべきでない。もし課すとしても悪質な場合(明らかに支払能力があるのに返済しない場合等)に限るべきだ。

	自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
質問	<p>日本学生支援機構の奨学金では、個人保証(2名)または機関保証を求められ、個人保証については、多くの場合、親や親族等が保証人になっています。この場合、利用者の返還が滞ると保証人に請求が行き、年金暮らしの親などが無理な返済を迫られるなどの問題が生じています。奨学金は、利用時に将来の仕事や収入がわからないこと、利用額が大きく返済期間が長いこと、世帯の収入要件が限定されていることなどから、通常の借金と比べて保証のリスクは高く、また、保証人への追及を避けようとして、利用者が自己破産もできないという事態が生じています。</p> <p>7 奨学金における保証人の負担を軽減することに賛成ですか、反対ですか。その理由は何ですか。</p>							
回答	無回答	賛成	どちらとも言えない		賛成	賛成	賛成	賛成
理由	党内で議論したことがなく回答できません。		一般的に言えば、保証人も含めて、再スタートが可能な方向を目指すべき。			若者の夢と希望を後押しするはずの奨学金が、若者とその親や親族の人生を狂わせるようなことがあってはいけません。借金の保証を学生の個人責任にせず、政府がきちんと保証すべきです。3ヶ月以上延滞されている返済額は2639億円(2013年度)であり、政府保証は十分可能です。		
質問	<p>(質問7で「賛成」と回答した場合)</p> <p>奨学金の保証人の負担を軽減するには、どのような方法が適当だと考えますか(複数回答可)。</p> <p>7-1 選択肢:奨学金の保証制度そのものをやめる/国が保証をする/個人保証をやめて機関保証のみとする/機関保証の保証料を引下げる/返還困難な保証人の救済制度を整備する/保証人に対する請求についてガイドラインを作る/その他</p>							
回答	—	その他	—		個人保証をやめて機関保証のみとする	奨学金の保証制度そのものをやめる/国が保証をする	奨学金の保証制度そのものをやめる	奨学金の保証制度そのものをやめる
具体的内容					個人保証の制度は、実情に合わない。			そもそも保護者に十分な財力があれば奨学金を利用しない。就学のための負担を個人に過重に課すことは適当ではない。

	自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
質問 8	<p>日本学生支援機構の奨学金については、貸与を受けることの意味、返還のプロセスと責任・負担、貸与を受ける適正額等の十分な理解や、返還困難者に対する救済制度の周知徹底のため、十分な情報提供が求められています。他方、複雑でわかりにくい現行制度についての説明や申請手続を高校や大学の教師や職員が担っていることについては、膨大な事務作業をなぜ教育現場が行わなくてはならないのか、学生の個人情報保護の観点からも不適切ではないかなどの問題が指摘されています。また、機構の対応については、代表の相談窓口が外部委託のため、十分な説明や対応ができていないとの指摘があります。</p> <p>制度や救済手続についての説明や情報提供を充実させることにつき、賛成ですか、反対ですか。</p>							
回答	無回答	賛成	どちらとも言えない		賛成	賛成	賛成	賛成
理由	党内で議論したことがなく回答できません。					<p>奨学金は、10代、20代の学生に所得もなく将来の返済能力もわからない段階でお金を貸し出すのですから、事前に十分な説明や情報提供が欠かせません。ところが、延滞者の約半数は、そもそも返還義務を知らずに貸与手続をとっているなど、実際には事前の説明や情報提供はあまりに不十分です。返済猶予制度は、約半数の利用者が「知らなかった」とこたえるなど、認知度が低く、返済困難者を救済する制度として十分に機能していません。奨学金制度に精通した日本学生支援機構の正規職員が“業務の効率化”の名で、約200名にまで削減されていることも問題です。制度や救済手段についての説明や情報提供は、急いで拡充すべきです。</p>		



	自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
<p>(質問8に「賛成」と回答した場合)</p> <p>質問 制度や救済手段についての説明や情報提供を充実させるためには、どのような方法が適当だと考えますか(複数回答可)。</p> <p>8-1 選択肢: 制度の説明や手続を学校の教師や職員に委せず、機構が責任を持つべきである／相談業務の外部委託を止め、機構の職員が対応すべきである／ホームページやパンフレットに頼るのではなく、制度に精通した機構職員による十分な説明・相談を行うべきである／延滞が生じている人など返還困難者に対し、救済制度の親切な説明と利用の支援を行うべきである／その他</p>								
回答	—	その他	延滞が生じている人など返還困難者に対し、救済制度の親切な説明と利用の支援を行うべきである	制度の説明や手続を学校の教師や職員に委せず、機構が責任を持つべきである／延滞が生じている人など返還困難者に対し、救済制度の親切な説明と利用の支援を行うべきである	制度の説明や手続を学校の教師や職員に委せず、機構が責任を持つべきである／相談業務の外部委託を止め、機構の職員が対応すべきである／ホームページやパンフレットに頼るのではなく、制度に精通した機構職員による十分な説明・相談を行うべきである／延滞が生じている人など返還困難者に対し、救済制度の親切な説明と利用の支援を行うべきである／その他	延滞が生じている人など返還困難者に対し、救済制度の親切な説明と利用の支援を行うべきである	制度の説明や手続を学校の教師や職員に委せず、機構が責任を持つべきである／相談業務の外部委託を止め、機構の職員が対応すべきである／ホームページやパンフレットに頼るのではなく、制度に精通した機構職員による十分な説明・相談を行うべきである／延滞が生じている人など返還困難者に対し、救済制度の親切な説明と利用の支援を行うべきである／その他	制度の説明や手続を学校の教師や職員に委せず、機構が責任を持つべきである／相談業務の外部委託を止め、機構の職員が対応すべきである／ホームページやパンフレットに頼るのではなく、制度に精通した機構職員による十分な説明・相談を行うべきである／延滞が生じている人など返還困難者に対し、救済制度の親切な説明と利用の支援を行うべきである／その他
具体的内容				教師に何でもやらせるのは間違い。教師は教育に専念させるべきである。	保証人に対する請求についてガイドラインをつくる			あらゆることを行うべき。専らコスト削減のための外部委託は行うべきではない。
<p>高等教育の学費負担の軽減や奨学金制度の充実のための財源を確保するには、どのような方法が適当であると考えますか(複数回答可)。</p> <p>質問 9 選択肢: 所得税の累進課税を強化する／富裕層の個人が持っている資産に対して富裕税を徴収する※／法人税を増税強化して、黒字法人から徴収する／企業の内部留保から徴収する／消費税によって広く徴収する／その他</p> <p>※富裕税: 総資産から総負債を差し引いた純資産に対して課税する税金のこと。戦後実施されたが現在停止中で、法律そのものは現在も存在する。</p>								
回答	—	その他	その他	—	—	所得税の累進課税を強化する／富裕層の個人が持っている資産に対して富裕税を徴収する／法人税を増税強化して、黒字法人から徴収する／企業の内部留保から徴収する	その他	—
具体的内容	政権与党として限られた予算の中ではありますが、最善を尽くして必要な予算を確保できるよう努めていきます。		国会議員等の身を切る改革を含めた徹底的な歳出削減が先決。		次世代の党は、公会計改革と「しまりある」財政の実現を主張している。		行政の無駄を削減し、高等教育の振興に必要な財源を確保する。	マニフェスト、政策集(衆議院選挙2014総合政策ガイド)等をご参照ください。財源確保のためにあらゆることを行うべき。累進性の強化、富裕税の徴収等も一つの手段だが所得や資産の補足率による不公平に注意が必要。